

託送供給等約款の変更届出について

2024年9月20日
関西電力送配電株式会社

当社は、本日、電気事業法第18条第5項^{※1}に基づき、託送供給等約款^{※2}の変更届出を経済産業大臣に行いました。

今回の主な変更は、国の審議会^{※3}において、分割供給^{※4}を導入する整理がなされたことに伴い、当該内容を供給条件に反映するものです。

○実施日

2024年10月1日より実施いたします。

- ※1：電気事業法第18条第5項（託送供給等約款）
一般送配電事業者は、前項の規定により供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。
- ※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金その他の供給条件を定めたもの。
- ※3：第76回 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024年6月17日開催）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/076_11_00.pdf
- ※4：分割供給とは、異なる2者の小売電気事業者が1需要場所において、1引込みを通じて行う小売供給のこと。

以上